「大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて(中間報告)」に対する 府民意見等及びそれに対する検討部会の考え方

[募集期間] 平成21年9月25日(金)から平成21年10月24日(土)まで

[募集方法] 郵便、ファクシミリ、電子メール

[意見提出人数等] 提出人数 13名(うち団体・グループ数4) 意見件数 59件(郵送1件、電子メール58件)

# (1)調査契機

	府民意見等の内容	意見等に対する検討部会の考え方
1	調査契機等に関しては、現行制度では 3,000㎡以上の敷地での土地の形質変更 有害物質使用特定施設等を設置している工場敷地での土地の形質変更 有害物質使用届出施設等の使用廃止を規定していますが、今回の中間報告では、 の3,000㎡以上の敷地での土地の形質変更のみ改定しようとしていますか。 調査契機について、今後業種による調査契機を追加するの	調査契機については、 条例による3,000㎡以上の敷地での 土地の形質変更だけでなく、 や についても、引き続き必 要であると考えます。ただし、現状の制度の内容が後退しな いよう考慮しつつ、改正法との整合を図るための改定は必 要です。 また、有害物質を使用している業種は多岐にわたっているこ とから、業種に着目した調査契機の設定はかなり煩雑にな り、困難です。したがって、現行どおり、有害物質使用特定
2	か等、現行の条例から変更となるのか否かについて分かり 難い内容となっているが、今後検討していくということか。	施設等に着目した調査契機の設定が適当と考えます。
3	「これらの業種に係る工場・事業場があった土地における形質変更を土壌汚染状況調査の対象とする調査契機の追加が考えられる。」とされているが、JR等の鉄道跡地及び旧空港跡地の土地も追加されてはどうかと思われる。	土地の用途に着目した調査契機を設定しようとすると、業種に着目する場合と同様、多くの用途を網羅的に規定しなければならず、煩雑な制度になり、設定は困難です。したがって、法との整合は図りつつ、調査契機については、現行の(前項)を基本とすることが適当であると考えます。なお、鉄道跡地や空港跡地については、3000m2以上であればにより、また有害物質使用特定施設があればまたはにより、履歴調査や土壌汚染状況調査が必要となります。
4	中間報告で「業種による調査契機の追加」を検討され、「調査契機の設定は困難であると考える」と結論づけられていることは賢明と考えますが、かわりに提案したいことは、特定施設及び届出施設の使用者に特定有害物質の種別の提出を求める方法を検討し、土壌汚染対象項目の特定に寄与できるようにしてはいかがでしょうか。	特定施設及び届出施設で使用されている特定有害物質については、水質汚濁防止法及び条例に基づき届出されていることから、新たに提出を求める必要はないと考えます。
5	条例の規定の見直しにより、これまで対象外であった案件が 条例対象となる場合にあっては、適切な経過措置を設ける よう要望する。	今後、土壌汚染対策制度の見直しにあたって、条例を改正する等により新たに規制の対象となるような場合には経過措置を設ける必要があると考えます。
6	3,000㎡以上の敷地での土地の形質変更とは、変更部分の面積か変更が行われる面積か明確にすべきでは。	条例に基づく土地の形質変更に係る面積要件については、 報告者等の混乱を避ける必要があることから、現状の制度 の内容が後退しないよう配慮しつつ、改正法との整合を図る 必要があると考えます。
7	面積要件に関して、国の法改正により大阪府条例と同様に「3,000㎡」の規定が設けられるようであり、法・条例の二重規定となるおそれがあるが、府条例の面積要件は、現行のままでもよいので残すべきである。	府条例の運用実績を踏まえると、改正法により対象となる 3,000㎡以上の形質変更を行う土地に対して、履歴調査を府 条例で求めることは必要と考えます。条例の面積要件につ いては、現状の制度の内容が後退しないよう配慮しつつ、改 正法との整合を図る必要があると考えます。
8	調査契機で、 及び の有害物質使用届出施設等の有無が生きているようでしたら、下水道地域での有害物質使用届出施設及びダイオキシン類特定施設の把握は下水道法により可能ですが、条例の届出施設の把握は下水道地域に適用できないと思考されますが、下水道地域の届出施設の調査契機はないと考えてよるしいか。	施設が適切に把握されるような制度設計がされるべきと考え

#### (2)履歴調査

履歴調査については引続き義務付けられると考えてよい これまでの履歴調査の実績を踏まえると、汚染を早期に発 見し、汚染の拡大を未然に防止するとともに、改正法の命令 か。 に基づく調査を補完するため、履歴調査は引き続き必要で 旧版地図や住宅地図類の活用によって過去の汚染につい あると考えます。 てその可能性を見いだし、調査を実施した結果汚染がみつ かった例がかなり見受けられることから、いわゆる公的資料 では探しえない環境リスクを排除していくために、大阪府条 例で運用されてきた形の履歴調査は有用と考えます。 条例に基づき実施された履歴調査は、改正法における土壌 改正法の省令素案では、「特定有害物質使用等施設の存在 や、埋設、地下浸透、その他同等の汚染の可能性が有る場 汚染状況調査を命じる判断根拠となる公的書類に該当しな いのでしょうか。仮に改正法上の公的書類に該当する場合 合」が、土壌汚染状況調査命令基準とされており(別記参 には、条例に基づ〈履歴調査を基に改正法の調査命令が出 照)、条例の履歴調査結果は「その他同等の汚染の可能性 されることになるのでしょうか。また、その際に法令上の問題 はないのでしょうか。ご見解をお示しください。 が有る場合」に相当し、改正法の調査命令の根拠となり得る と考えます。 3,000㎡以上の開発について、改正法の命令に基づく調査を|条例の履歴調査と改正法の土壌汚染状況調査に関する具 補完するため、土地の履歴調査に基づく調査の実施を求め 体的な運用は、政省令が公布された後、事業者への過度の る制度を設ける考え方は理解できるが、改正法との整合をと負担や混乱が生じないよう、大阪府において適切に実施さ りながら実際の調査の際に混乱が生じないような制度とされれるべきと考えます。 改正法と従前の条例との調査契機については、異なる時期 となるため、改正法との整合をとりながら実際の調査の際に 混乱が生じないような制度とされたい。 3000㎡以上の土地を形質変更するとき、公的書類で特定有 害物質(鉛、ホウ素)の使用が認められた。事業者が過去の 履歴調査を実施したら公的書類の特定有害物質以外の物 質(シアン)が認められた。この場合は土壌汚染対策法と府 条例に基づく履歴調査報告書と法と条例の土壌汚染状況調 **査結果報告が提出されることになるのか。この場合、法と条** 例の報告書を提出することになり、事業者にとっては、今ま でよりも負担が大きくなるのではないか。

# (3)履歴調査方法の標準化

( > )K	复歴調査万法の標準化	
1	一定レベルの履歴調査結果の品質を確保する観点から、中間報告P5に述べられているように履歴調査方法の標準化を図ることは重要と考えるが、具体的な標準化案(調査項目、調査内容、等)について伺いたい。	履歴調査は、実施者によって使用する資料などが異なっていたり、調査範囲や内容に差異が生じていることから、履歴調査方法を標準化することは必要であると考えます。履歴調査の項目、調査内容等については、今後、大阪府においてこれまでの実績等を参考に適切に示されるべきと考えますが、あくまで標準的な方法を示すものであって、調査対象と
2	(5分(3)履歴調査方法の標準化について) 履歴調査内容・方法の明確化、標準化を図ることは重要であると考えるが、調査対象となる土地の状況により当該土地に関する資料や情報にばらつきが生じる場合が多いと思われる。当該土地に関する履歴調査により取得した資料や情報の状況に応じて調査対象項目を柔軟に運用(=必要最小限度又は現実に調査可能な範囲に限定)できるように検討をお願いしたい。	なる土地の実情に応じて適切な調査がなされるべきと考えます。
3	履歴調査(その土地の過去の土地利用状況調査)について、手法・根拠・判断方法の標準化の試みはきわめて重要と考え、中間報告資料に示された方針に賛同します。	
4	履歴調査方法の標準化を図ることは望ましいと考えるが、 個々の事例において、標準レベル以上に調査を実施することを妨げるものとならないよう、配慮願いたい。	
5	自主調査結果を履歴調査に含めることは、従前の運用とは 異なるため一定の整理が必要である。	自主調査結果は対象となる土地の土壌性状等に関する有用な情報であり、履歴調査においても活用されるべきであると考えます。具体的な活用方法については、今後、大阪府において、履歴調査方法の標準化の中で整理されるべきと考えます。

履歴調査は、調査実施者の方針・技量・考え方によっては現|履歴調査の方法の具体化に当たっては、ご指摘のように指 いった傾向が顕著で、調査を行う者による"答"の差違は、 明らかに土壌汚染状況調査(土壌等自体の採取分析)より も顕著です。履歴調査の方法については、指定調査機関等 へのアンケートによってその中身を吟味していただくよう要 望したい。特に、先に行われた調査実績アンケートのよう に、アンケート趣旨に対して回答に幅が出るようなことがな いよう、質疑応答の機会や場合によっては直接的意見聴取 の機会を設けていただきたい。

地調査(土壌汚染概況調査相当)の要否すら大きくぶれると | 定調査機関等からの意見や調査結果等を参考にするべきと 考えます。

## 2. 自主調査に関すること

## (1)自主調査への関与

# 府民意見等の内容 土壌汚染の状況を広く適正に把握するためには、自主調査 も含めて報告の義務化を図らなければ、依然としてグレー (調査は行われているようであるが結果が不明、結果は基 準適合であるが調査方法が法に較べて雑(ラフ)、調査・対 策が行われているが適正な方法で進められたか不明、等) な土地が残ってくるものと予想される。一方、義務化されれ ば自主調査に対して土地所有者の考えが消極的になり、自 主調査自体が減ることも考えられる。よって、自主調査の取 扱いは慎重にすべきと考えるが、中間報告のP5に述べられ ている「自主調査への関与」とは、報告等の義務化を想定さ れているのか、いわゆるガイドライン的な制約に留めようとし ているのか具体的な方向性を伺いたい。 (6分1~6行目について) 現在、土壌汚染対策法の技術的解説が出ているので、調査

意見等に対する検討部会の考え方

法や条例で義務付けられた調査や報告は規定に従って適 正に実施されるべきものですが、その他の自主調査につい ては条例で報告等の義務付けるのではなく、法や条例に準 じた適切な調査が行われるよう府が指導や助言を行うべきと 考えます。

開始前に調査方法等について府に相談に行くよりも、実務 上は調査結果とそれに基づく対策について相談や確認を行 うことがほとんどである。調査開始前に府が技術的助言を行う仕組みを構築することに反対ではないが、実務上の必要 性は低いと思われ、自主調査については、当該作業を指定 調査機関にて実施することを奨励することで足りるのではな

すべての調査実施者が法の技術解説を正しく理解している とは限らないことから、自主調査の方法や措置が法・条例に 準じた適切なものとなるよう府が助言することは意義がある と考えています。

なお、自主調査についても指定調査機関において実施され ることは望ましく、法・条例の調査と併せて自主調査が指定 調査機関により実施されるよう奨励する必要があると考えま す。

自主調査に関しても、掘削除去を図るものに対しては、法・ 条例と同様のレベルでの評価を求めるべきである。 法・条例による調査か、自主調査かの区別なく、今後の法改 正・政省令改正公布と齟齬が無いようにではあるが、履歴調おいて履歴調査の標準化が図られるべきと考えます。 査・ヒアリング等の資料調査等に関して、東京都などと同等

に大阪府の手順・内容を定め公表するべきである。

自主調査の方法や措置が法・条例に準じた適切なものとな るよう府が助言することは意義があると考えます。自主調査 における資料収集やヒアリングなども含め、今後、大阪府に

主的に土壌調査が行われるケースが増えているが、土地の 使用履歴等調査で、土壌汚染の恐れがないと判明した場合 は、それ以上調査をする必要がないこと、また、念のため土 壌汚染概況調査を行っても、自然由来または自然的原因と 判明した土壌汚染については、それ以上調査をする必要の ないことについてルール化するなど、行政として府民一般に

普及啓発を図る必要がある。

なぜなら、府民の間では、自然的原因であっても自主調査 により環境基準(指定基準)を超える結果が出た時、何らか の対策が必要ではないかと過剰反応する傾向がある。調査 結果を行政に報告すると対策が求められると誤解すると、行 政に情報が集まらなくなり、次の新たな区域指定の制度も有 効に機能しなくなると思うからである。

最近は宅地の土地取引に関連して、買主側からの要請で自規在、条例では履歴調査において有害物質の使用の可能 性がある場合に土壌汚染状況調査を実施する制度となって います。自主調査として土地の履歴調査を行い、その結果、 有害物質の使用の可能性がなければ、法や条例に準じて土 壌汚染状況調査は必要ないと考えます

土壌汚染が自然的原因によるか否かの判断は、慎重に行う 必要がありますので、地域の状況などについてよ〈把握した 上で調査することが適切と考えます

なお、土壌汚染対策制度の内容や土壌汚染の状況に応じた 適切な措置方法の選択について、府民に対して普及啓発し ていくことも重要と考えます。

土壌の調査を、法令(法と条例)に基づく調査と、自主調査 にだけ大き〈2つに区分する考え方は地域にねざす観点を持 の考えにより異なるものと考えます。一方、自主調査に大阪 ち得ない法(国;環境省)に任せ、府条例では「法や条例に基づく調査と対策措置」、「本質的な自主調査と対策」、「土地 活用上の調査と対策」の3つに区分して扱っていただきたい と考えます。現在行われている自主調査と呼ばれる調査 は、法令(法+条例)調査以外全てを総称している。現実の 法令の求めに応じたものでない調査は、多くは土地の取引・ 活用上の都合で実施されているが、本来の自主調査は、 場等を操業しながら環境管理の命題や資産管理(環境管理 会計)のために行われるものを指すと考えられる。条例では 調査、環境管理への動機付け向上の観点で、土地活用上 避けがた〈実施する調査と、本来的な自主調査を分けて考 え、管理・対応方法も区分していただくことが事業主側の環 境管理意欲をそがないためにも望ましいものと考えます。自 主調査のデータは貴重であり、データを適切に活用すれば、 汚染の傾向と対策にも有効と考えますため、企業(事業主) のモチベーションやモラル低下を招かない方策をお願いした

自主調査が実施される目的は、土地の状況や土地所有者 府が関与することは、自主調査の方法や対策等が適正なものとなるよう確認したり、技術的な助言を行うことにより、周 辺住民の健康リスクを回避したり、低減するため有意義であ ると考えます。大阪府においてもそのことを認識して、今後と も自主調査に関与するとともに、政令市とも連携して、その 具体的な方法を示すべきと考えます。

基本的に、自主調査は土地取引等の事情により調査実施 者が任意で実施するもので、行政は報告を受ける立場であ る。現状でも、試料の採取方法、分析結果や対策方法等の 確認・技術的な助言など内容審査的な業務は行っている が、これらの事項を仕組みとすることは、不動産取引など本 来の土壌調査以外の場面で利用されかねず、また、技術的 能力を有しない調査機関による内容的に不備が多い報告書 も助言しなければならないため、現状の各自治体の取扱い とする方がよいと考える。

これまでは、自主調査の取り扱いにおいて"法準拠の手法で "という部分に拘る余りに、法に準拠しない手法を、経理的 或いは現地で費やすことのできる時間の制限のために、自 ら工夫して実施した調査結果の受け取り自体を拒否する自 治体が目に付きます。これは、法令の調査(義務づけ調査) ではなく、自主の調査である部分への行政の関与の形とし ては望ましくないと考えます。

府条例改正においては、アンダーグランドな自主調査の低 減を図る意図があるものと理解いたします。そのためにも、 法準拠形式で調査しなかった(できなかった)理由をきちんと 事業主なり指定調査機関なりに説明させた上で、その扱い を柔軟に考えていただ〈よう府条例の中に明記いただきたい と考えています。蛇足ですが、法準拠の調査法は高度でも なんでもなく、本さえ読めば誰にでもできるように規定されて おり、現地・現場の状況に応じ、工夫する調査こそ自主調査 の真骨頂と考えます。

自主調査に積極的に関与し、汚染状況を把握していくことに は賛成です。しかし、調査手法が、適切な方法で行われてい なければその調査を無効もしくは受理しないとするような関 与であっては、健康被害の防止という観点において汚染状 況を把握するという目的を果たせないはずです。 適切な方 法の定義も明確にしていただかなければ、具体的な意見は 述べられませんが、適切な方法以外の方法で行われた自主 調査により判明した汚染の把握のあり方を踏まえた上で、自 主調査への関与のあり方を検討していく必要があるものと考 えます。

過去に報告済みの自主調査結果で基準不適合が確認され ている場合、過去に遡って改めて区域指定されることはある か。

9

過去の自主調査の結果だけでは根拠が不十分であると考え られるため、過去に遡って改めて区域指定されることはない と考えます。

## (2)自主調査結果等の情報公開

ると考える。

(6%-(2)自主調査結果等の情報公開について) 法令の対象となる土地調査の場合は、リスク管理の観点か ら「土地の形質変更時に届出が必要な区域」と「汚染の除去 の措置が必要な区域」の2区域に分けて、それぞれについ て適切な措置方法を知事が指示する制度が導入されてい る。法や条例の対象とならない土地の自主調査の場合は特 段の定めはないが、周辺住民へ情報公開する場合で汚染 がある場合は、一律に「汚染あり」という情報のみを公開す るだけでは周辺住民の納得や理解を得られない可能性があ

る。そこで、このような場合は、汚染の程度に応じた対応区分(例えば、前述の2区域に相当する区分表現)が必要であ

法や条例の対象とならない自主調査によって汚染が確認さ れた土地については、一般的にその汚染の程度や対策の進 | 捗状況を周辺住民等が知ることはできません。 そのため、自 主調査を実施する土地所有者等の意向を勘案しつつ、自主 調査で汚染が判明した土地についても、基準超過物質、基 | 準超過濃度、区域面積、措置内容、措置の進捗等につい て、できる限り周辺住民等に情報公開していくことが必要で あると考えます。

基本的に、自主調査結果の情報公開は事業者が自主的に 行うべきである。現状、行政に報告があった事例については 周知住民に情報提供するよう指導しており、周辺住民が知 ることは可能である。むしろ、報告時に条例の規定により義 務付けるにせよ、努力規定にするにせよ、事業者が情報公 |開を行なうことを促進する仕組みを作る方がよいのではない|あると考えます。 かと考える。

自主調査結果を土地所有者等が自主的に情報提供したり 報告があった事例について周辺住民に情報提供するよう府 が指導することも必要であると考えます。一方、行政におい ても標準的な項目を定めた上で、自主調査の情報公開を進 めることはリスクコミュニケーション推進の観点からも必要で

自主調査の結果、基準値超過になり、府のホームページに 掲載されることになると、法の区域指定申請と同様に自主調|れた土地について、自主調査を実施した土地所有者等の意 査結果の報告書は提出されることはほとんどないと考えら れる。周辺住民への健康影響のリスクを考えるならば自主 |調査結果の報告書が提出される条文を設ける必要があると 考えます。

|法や条例の対象とならない自主調査によって汚染が確認さ 向を勘案しつつ、その汚染の状況や措置の進捗等につい て、できる限り情報公開することは、リスクコミュニケーション に寄与するだけでなく、適正な土地取引の促進にもつながる ものと考えます。

改正法において自主調査の申請制度が創設されていること に関して、区域指定を避けようとする土地所有者が多く、申 請は少ないと予想されるとのご認識については、まさにその とおりであり、引き続き行政の関与が必要であることは確か であると思います。しかし、自主調査結果等の情報を公開す る仕組みを整えることは、土地所有者にとっては、区域指定 がなされるのと同等の影響を与えるものと思料します。すな わち、条例として自主調査へ関与し、情報を公開することを 制度として規定すれば、改正法と同様に自主調査が行政へ 報告又は相談されることが少なくなることが予想されます。 ひいては条例改正の目的のひとつである府域の土壌汚染 の状況を広く把握するとともに、適切な自主調査の実施や対 策の促進を図ることに支障をきたすものと考えます。従っ て、自主調査への関与のあり方については、当面の間指針 等で暫定的に対応し、制度化について十分に精査をした上 で、再度検討すべきであると考えます。

# 3. 区域指定に関すること

## 府民意見等の内容

#### 意見等に対する検討部会の考え方

として掘削除去が横行し、売主に過重な負担となっている ケースが多いので、買主からいたずらに対策を求めることの ないよう、条例でも「形質変更時要届出区域」に相当する区 域を設けるのは賛成である。

近時の土地取引では、土壌汚染が判明した場合にその対策|条例においても、「土地の形質変更時に届出が必要な区域」 と「汚染の除去の措置が必要な区域」とに分けて指定する制 度を導入することにより、掘削除去への偏重が是正につな がると考えます。

この制度が有効に機能するには、対策基準の明確化が必 要である。単に環境基準(指定基準)を越えていても、対策 が不要な基準を明確にしておかないと、届け出て将来に対 策が求められるというリスクを抱えるなら、届出を忌避するこ とが予想されるからである。将来の対策の要否は具体的な 土地利用によって決まるとしても、ある程度の目安を示す必要がある。 特に、 どのような場合に掘削除去が求められるの かを開示しておく必要がある。

法、条例とも、汚染の除去について、規則等において汚染の 状況に応じた措置の方法を定めています。掘削除去は揮発 性有機化合物又は農薬等が第2溶出基準に不適合で、か つ、地下水が汚染されている場合に命じることとされていま すので、一定の明確化はなされていると考えます。

指定された区域の情報公開について、台帳に記載された情報に加え、対策の進捗状況等に関する情報について、府民によりわかりやすく、かつ利便性の高い方法で公開することが適当であるとのことですが、現在の台帳には不備もしくは不足があるとのご認識をお持ちであると解釈してよろしいでしょうか。仮にそのように解釈されているのであれば、対策の進捗情報等についての具体的な情報の公開方法をお示しいただいた上で、その公開方法に対応した新たな台帳を条例に規定すべきです。新たな台帳を条例に規定すれば、その台帳をホームページに掲載・公表することで本目的が達せられますし、府下で統一した情報公開の制度が確立されることになるものと思料します。なお、上記の解釈が誤りであるならば、現在の台帳情報をホームページに掲載・公表することで問題ないものと考えます。

現行の区域台帳に不備があるとは考えてませんが、汚染土 壌への府民理解を深めるためにも周辺住民等にわかりやす い方法で情報公開する必要があるため、現行の掲載事項に 加えて、措置の進捗状況や区域内外の地下水の水質の状 況など、把握された情報をできる限り情報公開することが望 ましいと考えます。

#### 4. 搬出土壌の管理に関すること

	府民意見等の内容	意見等に対する検討部会の考え方
1	改正土対法の省令案では、搬出汚染土壌について改めて25物質に対する残土調査を義務付けることになっているが、搬出汚染土壌に対する大阪府の考え方を伺いたい。 ・改正法同様に残土調査を改めて行うのか。残土調査を行う場合、調査対象物質や分析頻度の考え方は。 ・残土調査を行う場合は、表層の土壌汚染状況調査で基準不適合が確認された場合のみか。 すなわち、表層で基準適合である限り、そこの深層部を掘削する場合でも搬出時の残土調査は不要となるのか。 ・自然由来に起因する基準不適合土壌は搬出時の残土調査の対象となるのか。	考えます。
2	中間報告書P7(2)受入れ土砂の確認について、具体的な 調査対象物質や分析頻度の考え方について伺いたい。	調査対象物質は条例による管理物質(ダイオキシン類を含む26物質)であると考えます。 具体的な確認方法については、今後、大阪府において検討すべきと考えます。
3	受入れ側の調査条件(調査対象物質、調査頻度)を満足した残土調査を搬出側が事前に実施している場合、受入側での確認は不要ということでよるしいか。	土砂受入に伴う土壌汚染の拡大を防ぐため、今後、土砂の 受入側も土壌の性状を確認にすることは必要であると考え ています。そのため、搬出元に土壌の調査結果等を求める 必要があると考えます。
4	「受入側の責任を明確にするため、土砂を受け入れる土地所有者等はその性状等の確認に努める必要がある。」とされているが、土地所有者が土壌汚染されている土砂であるかどうかの確認をすることは不可能に近いと思う。特に土壌受入業者が曖昧な業者が多いと思われるので、土壌受入業者責任をもっと明確にするほうがよいと思われる。	土砂受入に伴う土壌汚染の拡大を防ぐため、土砂の受入側の責任を明確にすることは必要であると考えます。ただし、土砂の性状の確認は受入側が土壌分析を行うのではなく、搬出元に土壌の性状等の提示を求めることで可能と考えます。

汚染土壌の搬出については条例の対象として規制すること|搬出土壌の搬出について、適正な処理の確保、改正法との は当然と考える。

整合等の観点から、条例においても規制対象とする必要が あると考えます。

(7分(2)受入れ土砂の確認について)

受入れについても、当該調査土地における掘削除去後の埋 め戻し土について、その性状等の確認義務を課すことは意 味があると思われる。しかしながら、造成側で受入れ土砂の 確認を行うことについては、土壌調査した土地に対して造成 側は第三者であり、府条例の当該項目を(造成側が)認識す る端緒がなく、結果として実効が上がらない恐れがある。し たがって、受入れ土砂の確認については、造成側の義務と するのは妥当でないと考える。(当該造成地に土砂を持ち込む側に当該土砂が汚染土壌でないことを造成側に提示する 義務を課す方が実効性が高いと思われる)

受入れ土砂の確認については、土砂を受け入れる側の責務 として、受入側が土砂の搬出元に土壌の性状等の提示を求 めるなどし、汚染土壌でないことを確認する必要があると考 えます。

有害物質使用特定施設等の跡地であれば、その土壌を搬 出する場合、管理票の交付や許可を受けた汚染土壌処理 業者に処理を義務づけるのは当然であると考えるが、自然 的原因の汚染土壌にもこのような厳格な管理を求めるのは 疑問である。自然的原因の汚染土壌は全国至るところに存 在し、これを移動させても健康被害が生じるとは考えられ ず、厳格な管理を行うことは全く社会的不経済である。(中 略)フッ素やホウ素など広く自然界に存在し、人体影響の少 ない物質については、そもそも環境基準(指定基準)が厳し すぎるのではないか。私は、基準の見直しが必要ではない かと思っているが、大阪府独自で基準の緩和が難しいので あれば、せめて、一定の基準以下のものについては排出抑 制の規制から除外項目にすべきである。現在、これらの汚 染土壌を大阪湾フェニックスの管理型処分場や近傍の無害 化処理施設に搬出すれば、トンあたり一万円以上の処理費 用が必要となっており、土地利用計画の大きな制約を受け ているという現状がある。汚染土壌の管理については、大阪 府域の実情に即した運用が望まれる。

自然的原因により環境基準値が超過した土壌であっても、 不適切に処分等されることは適当ではなく、法、条例に基づ 〈措置とは別に、適切な対応が図られることが望ましいと考 えます。ただし、掘削除去が偏重され管理型処分場等に土 壌搬出が集中することは望ましくなく、制度の運用、また自 然由来に関する情報の収集・公開などによるリスクコミュニ ケーションにより、適正な土壌の管理がなされるべきと考え ます。

また、ご意見の中で記載されている状況は環境基準設定そ のものに係わるものであり、大阪府独自の基準等を設定す ることは困難と考えます。

# 5. 情報の引継ぎに関すること

## 府民意見等の内容

## 意見等に対する検討部会の考え方

指定(管理)区域にとどまらず、土壌環境情報を新しい土地 (不動産)の利活用者間、或いは当該事業所内で適切に管 理・引き継ぐ要項を府条例において保有することは適切な改 正であると思います。土地の売買・賃借・返却時を想定され た改正と考えますが、事業所が継続する場合においても、 過去のデータを管理することの重要性を喚起する効果もあ ると期待いたします。(実際、担当が変わると過去のデータ が台無しになる企業は多々あります)

特定有害物質を使用等している事業場は、土地の取引や事 業の継承時に、有害物質取扱い状況や過去の土壌汚染調 査結果等の土壌汚染に係る情報を引継ぐ必要があると考え ます。そのような仕組みを設けることにより、土壌汚染を効果 的、かつ適切に把握されると考えます。

具体的な内容設定(制度設計)においては、宅建業法にお ける重要事項説明の規定に係わる部分が多いため、宅建業 法との整合と分担を図ることが望ましいと考えます。汚染範 囲情報の引き継ぎ方等技術的な面では、指定調査機関が |行う調査とその成果の品質次第であると考えるため、制度 設計の工夫ではなく、指定調査機関の(或いは指定調査機 関の作成する成果の)品質担保が重要となるものと考えま す。

宅建業法との整合や分担を踏まえつつ、具体的な引継ぎ事 |項等については、大阪府が適切に示すべきと考えます。

# 6. 指定調査機関に関すること

	府民意見等の内容	意見等に対する検討部会の考え方
4	指定調査機関を、国(法)と同じものと(一元化)し、府条例の 指定調査機関制度を廃止することは、事務手続きの簡素化 も含め妥当なものと考える。	条例に基づく指定調査機関は、その9割が国の指定と重複していること、また、国において信頼性の向上を図る制度が導入されたことを踏まえ、廃止することは適当であると考えます。
	指定調査機関の技術的、経理的、法的(或いは道義的)妥当性や、正当性の評価・是正指導を国(環境省)だけに委ねないで、実際に窓口等で接することが多い地域の行政としてなんらかの指導手法を準備・整備して、不適当な指定調査機関についてはその情報を開示するなどの具体的な仕組みを府条例において確保されたい。法における指定調査機関の質的担保方策には現時点では具体的なものはない。むしる、不適当な機関の積極的な排除は、地域に密着した行政の主導的な役割であると考えます。	り、指定調査機関の信頼性は高まると考えています。今後も大阪府においては、これまでの実績を踏まえ、指定調査機関の資質が高まるよう指導されるべきと考えます。
	現行の府条例で規定されている「大阪府認定指定調査機関」の制度は、国の指定調査機関制度が今回の土壌汚染対策法改正により認定条件(技術管理者の設置)が見直され、移行期間が経過した後に、撤廃されるべきである。	ご意見のとおり、府条例の指定調査機関の資格は一定の経過措置の後、廃止されるべきと考えます。

# 7. その他

	府民意見等の内容	意見等に対する検討部会の考え方
1	事業所等での特定有害物質使用の状況の把握と廃止に関する情報は、特定施設では水濁法と下水道法、届出施設は府条例(環境部局の所管)と各部局間の調整が問題となります。そこで、特定有害物質に関しては横断的に土壌汚染対応部局に直接提出する条例を策定し事務の効率を図ってはいかがでしょうか。	
2	土壌環境の問題は、その環境リスクが一般の人々には目に見えず、肌にも感じないことが多い。そのために、必要以上に懸念・心配が広がりがちである性質をもつ反面で、地主や事業主側では不用意な土壌・地下水管理がまだ存在して、ある意味不均衡な問題となっている。土地の利用が思うように進まない、不動産価値の低下が見込まれるといった問題の対応の適正化は、広範な人々におけるリスクの正しい理解が不可欠で、リスクコミュニケーションの発達・浸透は有用な課題である。そのために、府条例では具体的なリスコミの形を提示してほしい。	土壌汚染対策を適切、かつ円滑に進めるためには、リスクコミュニケーションを促進させる必要があると考えます。ただし、大阪府におけるリスクコミュニケーションの促進は、土壌汚染対策制度に限定するものではなく、環境施策全体の中で位置づけられるべきであり、その具体的な方法は今後、大阪府において検討すべきと考えます。
3	リスコミが住民と事業主だけにあるのではな〈、行政・金融機関・不動産事業者・大学研究機関・指定調査機関等が、具体的にどんな役割を果たすのかを明示していただきたい。かけ声だけのリスコミは国に任せておいて良い。まだ我が国で"これが正しいリスコミ"といった形はないと思われる。ないからこそ大阪府での先進的取り組みを見せて欲しい。法が改正されて影が薄くなる府条例ではな〈、大阪らし〈知恵と勇気を見せる府条例であってほしい。	機関、不動産関係者、銀行、保険会社等が連携し、各々がその役割を果たしていく必要があると考えています。ただし、大阪府におけるリスクコミュニケーションの促進は、土壌汚染対策制度に限定するものではなく、環境施策全体の中で位置づけられるべきであり、その具体的な方法は今後、大阪
4	法の改正においても、土壌環境に関する情報の収集・整理・適切な提供を推進する方向付けのある中で、大阪府、或いは大阪府内政令11市において、土壌の汚染或いは地下水の汚染に関する情報を収集・整理し、府民或いは事業者にタイムリーに提供していく仕組みを具体的に設けることには賛成である。法の手続きでは具体性に乏しく、条例の対応に含まれることは適切かつ地域に密着した行政の在り方として好ましいと考えます。	

かねてから情報の取り扱い或いは開示の考え方に関して 法及び条例を運用している大阪府と府内の政令市が、同様 は、12の行政単位個々の対応には隔たりがあると強く感じて |の考えで情報を管理、提供することは必要であると考えま きた。「地域の情報管理は個々の地域行政で適切に対応す す。具体的な情報管理の基準・規定等の運用に係る基準に る」というのが地方行政の立場であると説明される事例が多 ついて、今後、大阪府が政令市と連携を図るよう努めるべき く、部分的にはその通りであるとも考えるが、土壌環境問題 と考えます。 においては環境リスクが一般的には捉まえがた〈、不必要な 懸念・心配が広がりがちな事柄であるため、今回、府条例の 枠組みにおける仕組みづくりにおいては、12の行政単位で -体の情報管理基準・規定が整備されるのが望ましいと強く 希望する。なお、地歴判断等に用いられる公的資料の保管 状況が個々に違うのはやむを得ないと考えています。 自然的原因の土壌汚染に対策を講じること自体が社会的不 土壌汚染には自然的原因と人為的原因が複合した汚染もあ り得るので、土壌汚染が自然的原因によるものか否かにつ 経済であり合理性がないと考えている。しかし、府域の土壌 いては、個々の事案について慎重に判断していく必要があります。従って、現時点で一律の判定基準を設けることは技術的に困難と考えます。なお、自然的原因で環境基準よりも高いに関係している。 環境を的確に把握するためには自主調査結果の収集に努 めるべきである。そのためには、自然由来とは何か、その判 定基準、対策基準の明確化が必要であり、行政として知見 い濃度が検出される地層等があり得るので、今後、府におい を収集し開示すべきである。 てこれらの知見について収集・整理に努めるべきと考えま 土壌汚染防止法における基準値の設定は、国においてなさ 土壌汚染防止法において、用途により基準値を設定する対 策を検討してほしい。現在の水道飲料水をクリアする必要が<mark>れております。なお、府域でも自然的原因で基準値よりも高</mark> どこにあるか。(水道水フッ素化合物溶出量基準:0.8mg/L 以下が全地域に適用されている)自然由来の原因とされる てこれらの知見について収集・整理に努めるべきと考えま 数値でも、基準値をオーバーしている地域が多い情報を聞 いている。(自主検査のデータが生かされていない) 調査対象地における「汚染土壌が存在するおそれがないと < 特定施設廃止後の調査対象地の範囲について > 認められる土地」の範囲については、「土壌汚染対策法に基 環境省令第29号では調査対象地を3つに区分(3条2項)し づく調査及び措置の技術的手法の解説」(環境省監修)にお ているが、このうち同項1号に定める「汚染土壌が存在する おそれがないと認められる土地」についての調査の要否が |いて「有害物質使用特定施設の敷地から、その用途が全く わかりにくい。このため、大阪市では「特定施設が設置され |独立している状態が継続している土地」と記載されており、そ ていた一棟の建物すべて」を調査対象とするよう指導してい |れに基づき適切に判断されるべきと考えます。 る例がある。しかし、一棟の建物を区分して借用し、小規模 の特定施設を設置していた場合でも一棟全体の調査が必要 とすることは借主・貸主双方にとって負担が大きく、結果とし て必要な調査が実施されない結果を招きかねない。ついて は今回の見直しに際し、自主調査の積極的な実施を誘導す る観点から、「汚染土壌が存在するおそれがないと認められ る土地」は調査対象外とする旨の明示をお願いしたい。 <特定施設廃止後の調査対象地の範囲について> 「汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地」とし 調査対象となった「汚染のおそれがある土地」及び「おそれ た区域の再調査については、個々の事案によって状況が異 が少ないと認められる土地」の調査結果、基準値を大き〈上回る汚染が広範囲に発見された場合は、その周辺の「汚染 なると考えられ、汚染状況に応じて個別に判断するものであ ると考えます。 土壌が存在するおそれがないと認められる土地」についても 再調査を行うこととしたらどうか。 府域のダイオキシン類の常時監視において、河川水質や底 ダイオキシンの扱い 各自治体の指導内容が一番違う(差違がある)と感じるのがダイオキシン調査の要否です。過去の地歴がアパート・マンション類であれば、一般に業(なりわい)としての特定有害 質での環境基準超過が継続して見られるため、当面、ダイオ キシン類を条例の土壌調査対象とすることは必要であると考 えます。調査手法については、より効果的で適切なものとな 物質の取り扱いは無いと考えるのが普通ですが、過去に焼 るよう、今後、大阪府において検討すべきと考えます。 却施設(ダイオキシン特措法特定施設相当の規模は燃焼床 (火床)面積0.5㎡)とがあった場合、ダイオキシンの調査だけ は指導されることがあります(指導されないこともある)。 事業用でない一般の廃棄物焼却施設の存在が、府条例の 10 ダイオキシン調査要件になることもいかがかと考えますが、 焼却施設の周囲で混合試料を採取することでダイオキシン

が検出されるか自体も疑わし〈、調査手法自体も見直す時期と考えます(箕面の事件で神経質になりすぎているだけで、無用な負担を土地所有者等に与えていると思料しま

す)。

#### |汚染土壌管理票の扱い

条例の対策では、各自治体におかれては掘削した汚染土壌について「搬出汚染土壌管理票」を使用するように指導していると思います。昨年(一昨年か)「搬出汚染土壌管理票」の購入費用は下がりましたが、印刷費用は50円程度で、他(300円)は基金へのえん出金であると聞きます。

自主対策も条例の対策も、当該基金の補助要件にはなりませんので、管理票について私製マニュフェストであっても記載・記録事項に不備がなければ汚染土の管理には足りる旨を確認していただきた〈思います。敢えて300円余分に支払うのであれば、その根拠を示していただきたい。

自主調査や条例に基づき排出された汚染土壌について、適正に処理、処分されたことを第三者が的確に確認するために必要な事項が記載された管理票が使用されていれば、必ずしも「(社)土壌環境センター」が販売している管理票の使用を義務付ける必要はないと考えます。

## 別記【省令素案抜粋】

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、漏洩し、又は地下に浸透した土地であること。

特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

特定有害物質が保管され、若しくは貯蔵されており、又はされていた土地(特定有害物質を含む液体が地下に浸透することを防止するための措置であって環境大臣が定める基準に適合するものが講じられていたと認められる土地を除く。)であること。土壌の特定有害物質による汚染状態が濃度基準に適合しないことが明らかである土地であること。

その他 から までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認める土地であること。